

6-6  
602

船舶及海運器材處理關係綴

大阪地方復員局

0002



寫

海運第四五七號

長

昭和二十年十二月十二日

海運總局長 官 福 原 敬 次

大藏省國有財産部長 加 藤 八 郎

内務省調査部長 大 島 弘 夫

總務部長

總務部員

庶務課長

課 附

海運海軍所有船舶及海運器材處分ニ關スル件

海運海軍所有ノ船舶及船舶用品等海運器材ノ處分ニ配シ別紙一ノ通り處分案決定相成候ニ付了知相成度ト共ニ之ニ基ク實施ニ關シテハ左記事項留意ノ上地方行政事務局、地方財務局及海運局夫々緊密ナル連絡ノ下ニ急遽且ツ圓滑ナル處理ニ付萬道際ナキヲ期セラレ度此致依命及通牒候

海運局長

一船舶及海運器材關係地方處理專門委員會ノ設置ニ關シテハ地方行政事務局、海運局長、地方財務局長、地方海運局長及地方

海運局長

海運局長

海運局長

海運局長

海運局長

海運局長

海運局長

海運局長

0004

省關係地方機關、其他ノ地方官廳並ニ海運、港灣、救難、水産關係等ノ民間團體代表ヲ委員トシ之ヲ編成ヲ爲スコト

二、本件ノ急遽且幽滑ナル處理ヲ期スル爲右ノ專門委員會ノ決定ヲ以テ地方行政事務局單位ノ關係府縣廳ニ於ケル特殊物件處理委員會決定ニ代ヘシムルモノトス

三、配分先ノ選定ニ關シテハ別紙二ハ船舶等海運器材關係特殊物件配合方針一ニ準據シ適正ナル配分ヲ期スルコト

四、地方處理專門委員會ニ於テ配分先等ヲ決定シタル場合ニハ其ノ旨速カニ海運總局海運局長及大藏省國有財産部長宛報告ノコト

五、國有財産タル船舶舟艇ノ引渡完了後ハ直チニ當該地方財務局長ヨリ關係地方官ニ其ノ受領書ノ寫ヲ送付スルコト

送

別紙第一

船舶及海運器材處分要領

船舶及海運器材利用處分ニ關シテハ左記要領ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

記

一、甲 尖ニ於テ處分スベキ範圍

(1) 總噸數百噸以上ノ汽船（貨物船、貨客船、客船、救助船、油槽船ニ限

ル）

(2) SS艇及SB艇

(3) 二五〇馬力以上ノ曳船

ニ、地方ニ於テ處分スベキ範圍

(1) 總噸數百噸未満ノ汽船

(2) 機帆船

(3) 二五〇馬力未満ノ曳船

(4) 舢舨（假令舢舨、ダイハツ、パツチ船ヲ含ム）

(5) 被曳船

(6) シヤンク船

(7) 救助艇

昭和二十年十二月三日  
内閣特殊物件處理委員會決定

0006

(8) 救命艇

(9) 大小救難艇

(10) 其ノ他諸種ノ船舶及舟艇類ニシテ中央ニ於テ處分スベキ範圍外ノモノ  
(11) 船舶用機艙機具、其他船舶用品（但シ軍ニ於テ専ラ海上輸送用トシ  
備保アリタルモノ）

### 三、處分方法

(イ) 中央處分ノモノハ海運總局ニ於テ大藏省ト連繫ノ上關係各省ト協議シ  
地方處分ノモノハ海運局ニ於テ財務局ト連繫ノ上地方行政事務局ヲ中  
心トシテ組織セル船舶及海運器材關係地方處理專門委員會ニ提案シ之  
ヲ配分先等ヲ決定スルモノトシ配分先ノ選擇ハ廣ク官民各界ニ求ムル  
モノトス

(ロ) 處分ハ海運ヲ旨トシ實情ニ應ジ拂下管理換貸付又ハ使用承認等ノ方法  
ニヨルモノトス

(ハ) 配分先決定ニ關シテハ最近ニ於ケル急遽戰備充實ノ爲買上ニ係ル又ハ  
寄付ニ係ルモノニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當  
時ノ事情ヲモ勘案シ前所有者看還元スルコトヲ優先的ニ考慮スモノトス

四、物件引渡移轉登記其他具體處理ニ就テハ前各項規定ニ基キ當該物件管  
理廳タル地方廳及財務局ニ於テ之ヲ實施スルモノトス

五、海運中ノ船舶ニ就テモ前各號ニ準ジ處理スルモノトス

船舶及海運器材備付特殊物件處分方針

一 中央處分

1 百噸以上ノ汽船

（貨物船、貨客船、客船、油槽船、救助船ニ限り運送船適格ノ艦艇ヲモ含ムモノトス）

左ノモノヲ除キ原則トシテ船舶運送會傘下運航業者ニ拂下グルモノトス

(イ) 救助船ハ原則トシテサルベイチ業者ニ拂下グルモノトス

(ロ) 陸軍艦兩丸（一三〇〇G/T）ハ鐵道總局青函連絡用ニ使用セシムルモノトス

(ハ) 氣象觀測用、海底電線敷設用等ハ中央氣象臺、遞信院等ノ特殊用途ニ付之ヲ配分ヲ考慮スルモノトス

(ニ) 魚藥用其他ノ特殊用途ニ適スルモノニ付夫々之ヲ適當ナル配分先ヲ考慮スルモノトス

(ホ) 舊海軍施設本部所屬港灣工事用作業船ハ一括運搬省港灣局ニ保管轉換スルモノトス

2 SS艇及SB艇

原則トシテ差當リ陸軍ヨリ海運總局ニ保管轉換ヲ爲シタル上船舶運送會傘下ゲ運航セシムルモノトス

3 二五〇馬力以上ノ曳船

(イ) 廣域航行通格船ノモノハ原則トシテ四日本石炭輸送株式會社其他ノ船船運營業者運航實務者ニ拂下グルモノトス

(ロ) 廣域運行不適ノモノハ原則トシテ運輸省港灣建設局及運輸總局又ハ地方公共團體港灣建設局及港灣運送業者、造船業者等ニ拂下グルモノトス

(ハ) 救助船兼用性ノモノハ原則トシテサルベーター業者ニ拂下グルモノトス  
(ニ) 其他港内通格船ノモノハ歸還及送還輸送ノ現狀ニ鑑ミ地方運送局又ハ水上警察署長間業者ニ保管轉換又ハ拂下グルモノトス

三 地方處分

1 物件百總噸未満汽船、艦艇、二五〇馬力未満ノ曳船、機帆船其他ノ不船、舢舨、被曳船通曳一ランテ、サンパンヲ含ム一發動艇、救命艇、消火艇、短艇(モーターボート、カシターヲ含ム)其他ノ種類ノ船舶舟艇類ニ船用機關其他ノ船用品並ニ難救助作業用資材

2 配分方法

右物件ニ付夫々ノ用途、性能ニ應ジ運航關係業者、港灣運送業者、水産業者、水難救濟業者、サマーテ業者、造船業者其他關係長間業者、公共團體ニ拂下ゲ又ハ地方運送局、港灣建設局、水上警察署、鐵道局、通信院、氣象關係官 等へ使用保管轉換又ハ拂下ゲルモノトス



- 3 配分先ノ決定ニ當リテハ軍ニ一地方ニ限定スルコトナラズ且ツ廣ク官民界ニ對シ實情ニ應ジ合壇的且ツ有效ナル活用ヲ計ル如ク考慮スルモノトス
  - 4 適當ナル配分先乃至利用先ニ付地方的ニ決定シ難キモノニ付テハ中央ノ指示ヲ俾テグコト
  - 5 使用價値無キモノニ付テハスクラツブトシテ有價處分スルモノトス
  - 6 建造中ノ船舶又ハ製造中ノ船用機關中産業設備營團ノ發註ニカカルモノニシテ未ダ軍ニ所有權移轉ナキモノニ關シテハ本處分變綱ニ依ラザラザルモノトス（別途海運總局ニ於テ建造關當變更措置ニ依リ處理ス）
  - 7 中央處分スベキ物件ニ付之ヲ配分先ニ關シ地方ヨリ海運總局宛可及的意見具申ノ措置ヲ得ルモノトス
- 三、配分先決定ニ際シテハ最近ニ於ケル急速戰備充實ノ爲買上ニ係ルモノ又ハ寄附ニ係ルモノニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情ヲモ勘案シ前所有者ニ還元スルコトヲ優先的ニ考慮スルモノトス

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

近畿地方船舶及海運器材處理專門委員會規定

二月三日 新井 様  
平賀 様  
理事 様  
事務 様  
出 書

第一條

近畿地方行政事務局長管内所在陸海軍船舶及海運器材ニテ  
聯合軍ヨリ設置ラ後ケタルモノノ處理ニ関シ重要ナル事項ヲ審議  
決定スルタメ近畿地方船舶及海運器材關係處理專門委員會ヲ置ク

第二條

委員會ハ委員長一名副委員長二名委員若干名ヲ以テ之ヲ構成ス

第三條

委員長ハ近畿地方行政事務局長官ヲ以テ之ニ充ツ  
委員長ハ會務ヲ総理ス

第四條

副委員長ハ近畿海運局長及大阪財務局長ヲ以テ之ニ充ツ  
副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長兼事務アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第五條

委員ハ關係官廳ノ官吏及海運船舶港灣救難水產關係等ノ民間  
團體代表者中ヨリ委員長之ヲ任命スハ委員ノ

第六條

委員會ニ幹事ヲ置ク  
幹事ハ委員又ハ關係官廳ノ關係官中ヨリ委員長ニ任命ス又ハ委員  
幹事ハ上司ノ命ヲ受テ庶務ニ從事ス

第七條

委員會ニ正ノ部會ヲ置ク  
一船舶部會  
一器材部會(別紙ニ依ル)

第八條

部會ハ部會長一名部會委員若干名ヲ以テ組織ス  
部會長及部會委員ハ委員中ヨリ委員長ニ任命ス

第九條

部會長ハ委員長ノ命ヲ承テ其ノ部ニ屬スル事務ヲ掌理ス部會ノ決  
議ヲ以テ委員會ノ決議ニ代フルコトヲ得  
部會長ハ必要アリト認ムルトキハ部會ニ本識經驗アル者ノ出席ヲ求メ  
其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第十條

本規定ニ定ムルモノ外ニ必要ナル事項ニ関シテハ委員長別ニ定ムルコトヲ得

！ 協議事項 ……

一 機帆船配分時貸下ニ関スル件

二 小輸送艇一時貸下ニ関スル件

三 處分済船舶追認ノ件

功議事項第一号

決修

機帆船代員下一覧表

船名	噸數	馬力	船場	現況	代員
第一八	二二	八八	大改(回航中)	全上	日本藥品槽船
第九七	六三	五〇	廣島(水)	和歌山機帆船	運送株式會社
第一〇	六六	七八	廣島(水)	大改機帆船運送	株式會社
第九八	六六	四二	幸崎港	修理費約一〇万	株式會社
第七七	一九	四〇	大改港	大改港(浸水)	海技學院
第三八	二五	二〇	南海造船	修理費約一〇万	株式會社
第三九	二五	二〇	岡山(水)	修理費約一〇万	株式會社
第九九	七八	七〇	片上造船	修理費二〇万	株式會社
第九六	四〇	三〇	香川(水)	修理費約一〇万	株式會社
武丸	二五	〇	片上造船	修理費約一〇万	株式會社
求垂丸	四五	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社
曉丸	二二	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社
曉丸	二二	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社

船名	噸數	馬力	進水	船場	現況	代員
第一八	二二	八八	大改(水)	大改(水)	淡路島	大改製粉
第九七	六三	五〇	廣島(水)	和歌山機帆船	運送株式會社	株式會社
第一〇	六六	七八	廣島(水)	大改機帆船運送	株式會社	株式會社
第九八	六六	四二	幸崎港	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
第七七	一九	四〇	大改港	大改港(浸水)	海技學院	株式會社
第三八	二五	二〇	南海造船	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
第三九	二五	二〇	岡山(水)	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
第九九	七八	七〇	片上造船	修理費二〇万	株式會社	株式會社
第九六	四〇	三〇	香川(水)	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
武丸	二五	〇	片上造船	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
求垂丸	四五	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
曉丸	二二	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社	株式會社
曉丸	二二	〇	大改(水)	修理費約一〇万	株式會社	株式會社

奥書用  
A-1 股

60 tons  
170HP

catamaran boat

大阪市西區新町西通 大阪帆船船運連 株式会社	中興水産業会 水産運輸事務所	大阪市西區江戶堀南通 海南造船所 <del>海南造船所</del> 徳島工業	山見嘉四郎 山見嘉四郎 山見嘉四郎	貸下者住所氏名 大阪市北區縮室町 山水産業社長 山見嘉四郎	造船所名 串本造船所	工事程度 <del>100%</del> 100%	貸下隻数 二隻
海南造船所	御坊造船所	海南造船所 徳島工業	串本造船所	串本造船所	串本造船所	100%	二隻
一〇〇%	一〇〇%	九〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	二隻
二隻	六隻	二隻	二隻	二隻	二隻	二隻	二隻

協議事項才二号  
 小輸送艇貸下一覽表  
 決定

1998年  
 調査報告書  
 小輸送船現況調査

2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12

小輸送船現況調査

造船所名	完成	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	計	住 所
海南造船	2	2	1	1				1	1	1	7	鹿児島県南大隅郡大隅町
串本	2	1	1	1	3						6	鹿児島県志布志郡串本町
御坊	6		1	1							8	鹿児島県日高郡御坊町
清水	4			2			1				7	鹿児島県南大隅郡清水町
日産	3			1							4	鹿児島県南大隅郡白土町
焼津	2	1					4				7	静岡県志太郡焼津市
尾道		4	1		1						6	広島県尾道市山辺町
宿毛	2	2	1								5	高知県宿毛市大島
南海	4										4	大阪府泉南郡淡路町
白梓	4										4	大阪府北条郡白梓町
牛窓				1			1				2	岡山県邑久郡牛窓町
岡							1				1	

9106

造船所名	完成	90	80	70	60	50	40	30	20	10	計	住 所
向島西造船				1							1	広島県法調郡向島西
福山						1			1		2	広島県深安村引野村
中島木材工業 株式会社	1			2		1			5		9	徳島県那賀郡富岡町
徳島工業(株)	3			5		4			7		19	徳島県徳島市
香川造船造機				1			1				2	香川県香川郡香西町
計	33	9	3	11	2	14	5	4	14	1	96	
機付船舩												
和造船	17			4							21	大阪府大正区船場町
岐阜	14			2					2		18	岐阜県海津郡石津村
計	31			6					2		39	

9隻(機付)

2  
9  
Tons (20Tons)





特殊物件(船舶)配分方針

軍所有船舶下ニ関シテハ昭和二十三年九月一日附海運々  
第一号ヲ以テ海運總局海運局長ヨリ通牒ノ次第  
天有之カ通牒ノ趣旨ニ基キ左記方針ニ依リ拂下スル  
モトス

記

一 旧船主ノ判明セシ船舶ハ旧船主ノ資産能力並ニ既往ニ於ケ  
ル海運統制ニ對スル協力ノ有無等ヲ勘案スル原則トシテ  
旧船主ニ拂下クルコト

二 旧船主ノ判明セサル船舶ニ付テハ中央國管船運航実務者  
又ハ地方國管船運航実務者(所有者ヨリ後者ガ著ク通  
當ト認メラルル場合ニ限ル)ニ拂下スベキ旨ノ通牒ノ趣旨  
ニ鑑ミ一〇〇吨以上ノ大型船ハ中央運航実務者一〇〇吨以下  
ノ小型船ハ地方運航実務者トシテ原則トシテ拂下クルコト

蓋シ機帆船統制方策ノ再検討ヲ要請セシ居ル現狀鑑  
ミ地方実務者ニ對シテハ従来通り地方機帆船界ノ中核体  
トシテイ役割ヲ果サシムル爲此ノ際可及的船腹ヲ確保セシ  
ムル必要ナルモトス

三 保管艱難船舶ニテ当該軍ヨリ拂下人ヲ指定シ来リタズキ  
ニ付テハ可及的ニ之カ要理ニ添フモトス但シ此場合ト雖モ拂  
下人ノ資産能力並ニ將來海運統制ニ全額ノ協力ヲ  
爲シ得ルモノナリヤ否ヤヲ嚴重審査ノ上拂下クルコト

四 軍徴用又ハ借上船舶ノ船主ニシテ右船舶ノ沈没若ハ喪  
失等ニ因リ多大ノ犠牲ヲ蒙リタル者ニ對シテハ實情審査  
ノ上拂下クルコト

五 以上ノ外徴員軍人等ニシテ社會政策若クハ民生安定上ノ  
見地ヨリ拂下クルヲ適當ト認メラルル者ニ對シテモ前  
記(四)ノ同様拂下ケ得ルモノトス

近畿地方船舶及海運器材處理專門委員會

委員長  
副委員長  
委員

近畿地方行政事務局長  
近畿海運局長  
大阪財務局長  
近畿地方行政事務局長  
近畿海運局運輸部長  
内務省調査部大阪支局長  
近畿海運局運輸部長  
神戸海運監理部長  
大阪財務局固有財産部長  
大阪府経済水産部長  
京都府  
兵庫縣  
奈良縣 経済部長  
滋賀縣  
和歌山縣  
福井縣  
中部地方復興監部資料課長  
大阪地方復興局総務部長  
舞鶴地方復興局  
木船海運協會大阪支部長

新居善太郎  
渡辺 浩  
小田義典  
里見 高次  
大森 健治  
国海 誠一  
木村 俊夫  
村下 直一  
日下 滋  
池内 綾男  
上田 顯一  
大和田 一  
工藤 太郎  
武内 繁  
坂本 徳太郎  
林 佐谷 健太郎  
藤原 正治  
早川 誠  
中村 清  
杉浦 短  
西政 新

大阪地之港灣運送業会々長

神戸地三

大阪造船聯合会々長

中央水産業会大阪支所長

近畿船舶救難調整委員会委員長

海運協会神戸支部長

本船海運協会兵庫支部長

和歌山支部長

京都支部長

船舶運営会大阪支部長

神戸支部長

舞鶴支部長

敦賀支部長

西部船舶機械統制組管理部長

日本船舶燃機組近畿支部長

日本船舶鎖統制組理事長

日本船舶用金物統制株式会社西支社長

日本水産造船聯合会大阪支部長

日本船舶用品統制株式会社大阪支店長

日本船舶用機関機統制株式会社近畿支店長

日本冷蔵株式会社大阪支店長

奥田 實

田中外 助

池田 耐一

菊山 武雄

木村 俊次

高橋 湯之助

加藤 豊市

小野 眞次

宮崎 佐平治

平井 好一

土屋 正天

飯野 雄吉

山本 信孝

伊地 知憲

米本 栄

波多野 友次郎

酒井 竹本 蔵

三浦 小三郎

杉坂 博

佐藤 正夫

馬場  
有  
物  
利

幹事

近畿海運局 運輸部長

全 港務部長

全 船舶部長

全 神戸海運監理部船舶部長

全 港務部長

大阪財務局 國有財産部長

全 近畿地方行政事務局書記官

全

以務省調査部 支那書記官

大阪府 運輸局長

大阪府 經濟計画課長

京都府

兵庫縣

国安誠一

木村俊夫

松平直一

由利壽爾

櫻積龍保

池内綾男

小林憲美

伊藤大三

松市信夫

植田俊雄

山田明吉

人見孝

松又平次

全 谷本茂彦

馬場  
有  
物  
利

0022

奈良縣經濟新商工課長

滋賀縣 全

和歌山縣 全

福井縣 全

大阪財務局國有產部第三監理課長

大阪財務局舞鶴管財出張所長

中部復興監部第一復興官

大阪地方復興局第一復興官

舞鶴地方復興局

前田 寛

不破 寛昭

橋 磨

正木 友吉郎

小林 寛一

山崎 登

振 靜男

水野 傳三郎

石田 捨雄

0023

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

海運第十号

寫

海運局長殿

軍關係所属船舶 復元整理ニ関スル件

軍關係所属船舶(機帆船、帆船、曳船、被曳船、自走未滿汽船)

復元整理ニ関シテ八月二十二日電報ニ依リ取取ヘズ指示セルモ

今後特ニ指示アル外左記方針ニ依リ船舶運管會及水船

會各地方機關ト連絡シ上急速處理方配意相成度

記

一軍所有船

所有部隊トノ從來ノ關係、航路、輸送物資等ヲ考慮シ原

則トシテ中央國管船運航實務者(地区口管船運航實務者

ノ方が著シク適當ト被認トキハ全實務者トスルヲ防カズ)ニ拂下

昭和二十年九月一日

海運總局海運局長

0024

カヲ又ケシメヨ家使用ニ上右実務者ヲシテ之ガ運航実務ヲ取  
扱ハシムルコト

尚右船舶が民間ヨリ買収シタルモノナルトキハ支障ナキ限リ旧船  
主ヲシテ買船セシムルヲ可トスルモ旧船主が一杯船主等ナル場合ニ在  
リテ<sup>旧</sup>船主買船困難ナル場合ハ勿論其他の場合ニ於テモ可及的  
実務者等堅実ナル者ニ買船セシムル様<sup>様</sup>スルコト  
何レの場合ニ於テモ船舶運航ノ小分乃至散逸ヲ極力防止スルコト

ニ軍備上(借上)船

船主ニ復元セシムルト共ニヨ家使用ノ上運航実務取扱トシ旧運航  
実務者(中央又ハ地区)ノ判明セシムルハ其ノ者ヲシテ判明セサルモノハ  
実情ニ應ジ前項ニ準ジテ決定スルコト

ニ建造中ノ軍割當船

イ第一種ノ管船運航実務者日本沿岸油槽船株式会社又ハ日  
本薬品油槽船株式会社ニ割當セシムルコト其後軍ニ割當



変更トナリタルモノハ従前割當ヲ受ケタル者実務者等ニ更ニ割當変更スルコト

(2) (1)号ノ実務者以外ヨリ軍ニ割當変更セルモノニ付テハ一頃ニ準ジテ處理スルコト

(3) 最初ヨリ軍ニ割當セラレタルモノハ前号ニ準ジテ處理スルコト

(論) 本割當変更ハ八月二十一日電報ノ指示ノ通地方海運局ニ

委任ス

#### 四、航空専航船

航空兵要務總局所属船ハ大及商船株式会社ニ拂下ケラレ受ケシメ借上船ト共ニ之ヲ運航実務者取扱ハ北海機船(北海東北地区)及報口近海(其他ノ地区)ヲシテ行ハムコト

航空船舶部ヨリ右ニ社ヘ実務者変更措置ハ航空船舶部及本部所在關係海運局之ヲ行フコト

尚航英船舶部職員(大段商船)ト北海又ハ報口トノ内部關係  
ハ業者ニシテスルコト

五 其他軍ニ於テ所有借上備船ヲ爲サスニテ民間カニ者ヲ通ジ軍  
ノ指揮下ニ運航セシムルカモ又ハ例ハハ海軍並理船等ニシテ中央  
又ハ地区口管船ニ非サルモニア天ニテハ前項(三)ニ準シテ口管船トシテ  
把握スルコト但シ特殊ノ任務ヲ課シテリシ者經理關係復雜ナ  
ルモノ等ニシテ特別ノ投ラ必要トスルモノニ付テハ當局ニ照会スルコト  
六 軍松下船等軍關係ヨリ復元船舶ト運航ニ要スル人等ニ新規ノ  
運航業ヲ認め中央又ハ地区運航業務者各社ヲシテ取扱  
ハシムル様処置スルコト

備考

(四)昭和三十年年度建造命令或船舶被毀船舶等未割当ノモノニ  
付テハ從來通り尚ニ於テ之ガ割当ヲ爲シ右具体業ハ  
近々決定ノ見込

0027

(2) 軍ヨリ割当ヲ変更スルハ旧実務者等ニ於テ割当ヲ希望セザルトキハ他実務者又ハ他ノ望実ナル従来ノ海運業者ニ之ヲ割当ツルモ止ムヲ得サルモノトス

(3) 船員不充分ナル為割当ヲ希望主ナク廢船トスルノ道与ト認ムルモノ又ハ其ノ他割当困難ナルモノニツイテハ報告ヨリ當局ヨリ指示ヲ得ス

寫送付先

- 日本海軍事務局局長
- 各海運 監理部長
- 各府 県 知 事
- 船舶運管會 總 裁
- 陸軍省 軍務局 目 本 少 佐
- 木船海運協會 會 長
- 水船保險會 合 理 事 長
- 日本木造船建造本部長
- 産業經濟管理團 水 船 部 長
- 海軍省 軍務局 小 代 少 佐

海軍省第四五六号

昭和三年十二月十二日

海軍總務長官 福原敬次

大藏省國庫財產部長 加藤八郎

内務省調查部長 大島弘夫

殿

舊陸海軍所有船舶及海運器材處分關之件

舊陸海軍所有船舶及船舶用品并海運器材處分關之別  
紙一通リ之處分要領決定相成候條、付了知相成度  
ト共ニ之ニ基テ實施ニ関シ、左記事項留意シ、地方行政  
事務局、地方廳、財務局及海運局、夫々緊密ニ連絡  
シ、下ニ急速且以圓滑ニ處理ニ付萬遺遺憾ナキヲ期セラレ

廣此致依命及面保候

設

船舶及海運器材關係地方處理專門委員會設置  
關東地方行政事務局長(北海道・在りて道廳長官)  
委員長 地方海運局長及地方財務局長、副委員  
長 關係府縣廳、海運局財務局長、復員省  
官係地方機關、其他地方官廳並、海運、港灣、救護  
水産關係等、民間團體代表、委員トシ之が備成ヲ為ス

本件急速且圓滑に處理ヲ期スニ為テ、專門委員會  
決定ヲ以テ、地方行政事務局長位、關係府廳、於テ特殊  
物件處理委員會決定、代ヘシムルトス

三 配分先ノ選定ニ関シ別紙ニ船舶及海運器材關係特殊  
物件配分方針ニ準據シ適正配分ヲ期スルコト

四 地方処理専門天官員會ニ於テ配分先ヲ決定スル場合  
ニ其旨速カニ海運總局海運局長及大藏省國有  
財産部長宛報告スルコト

五 國有財産ニ船舶舟艇引渡完了後直ニ當該地方  
財務局ヨリ關係地方長官ニ其受領証ノ寫ヲ送付スル  
コト

0031

別紙一

船舶及海運器材処分要領

昭和三十年十二月三日  
内閣特殊物件処理委員会決定

船舶及海運器材利用処分要領ニ依リ之ニ実施ス

ル元ノトス

記

一 中央ニ於テ処分スルニ範圍

(1) 總本数百本以上汽船(貨物船、貨客船、客船、救助船、捕鯨船、漁船)

(2) 3.5 艇 及 3B 艇

(3) 二五〇馬力以上曳船

二 地方ニ於テ処分スルニ範圍

(1) 總本数百本未満汽船

(2) 機帆船

曳

(5) 二五〇馬力未滿之汽船

(4) 船身(機休船身)ダイツハトチ船ヲ含む

(5) 被曳船

(6) シンク船

(7) 救助船

(8) 救命艇

(9) 大小発動艇

(10) 其他諸種之船舶及舟艇類ニシテ中央ニ於テ如クスベキ範圍以外

(11) 船舶用機件機装具其他船舶用品(但倉庫ニ於テ

專ラ海上輸送用トシテ確保アリタルモノ)

### 三 處分方法

(1) 中央如クモ、モ、ハ海運總局ニ於テ大藏省ト聯繫之上  
關係各省ト協議ニ地方如クモ、ハ海運局ニ於テ



財務局ト連繫、上地方行政事務局ヲ中心トシ組織セル船  
舶及海運器材関係地方處理専門委員會ヲ提案シ之  
カ配分先算ヲ決定スルモトシ配分先、選定ハ廣ク官民  
各界ニ求ムルモトス

(四) 處分ハ急速ニ旨トシ海兵狀ニ應ジ拂下管理換算行  
ハ役用承認算ノ方法ニヨルモトス

海軍總局ニ下死名

海軍總局ニ下死名

別紙二

船舶及海運器材関係特殊物件配分方針

一 中央処分

一 百總噸以上汽船(貨物船、貨客船、客船、油槽船、救助船、限リ運送船、適格艦艇ヲモ含ムトス)  
左モ多除ク原則トシテ船舶運管會傘下運航業者ニ  
拂下グルモトス

二 救助船ハ原則トシテサルベリ業者ニ拂下グルモトス

三 陸軍、陸軍南丸(一三〇ノヤ)ハ鐵道總局、青森、函館連絡用ニ使用セシムルモトス

四 氣象觀測用、海底電線敷設用等ハ中央氣象台、遞信院等、特殊用途ニ付之ガ配分ヲ考慮スルモトス

(一) 漢業用其他之特殊用途ニ適スルモノニ付夫々之ガ適

当レル配分先ラ考慮スルモノトス

(二) 舊海軍施設本部所屬港灣工事用作業船ニ括運  
輸省港灣局ニ保管轉換スルモノトス

又ハ船及船舶

原則トシテ差当リ陸軍ヨリ海軍總局ニ保管轉換ヲナ

シタル上船舶運營會ニ貸下ケ運航セシムモノトス

3ニ50馬力以上ノ曳船

(三) 廣域航行適格船ノモノハ原則トシテ西日本石炭輸送

株式會社其他ノ船舶運營會運航責任務者ニ

扱下ケルモノトス

(四) 廣域運航不適クモハ原則トシテ運輸省港灣建設

部ニ保管轉換又ハ地方公共團體港灣建設用及

港灣運送業者 造船業者等ニ松下グルモトス

(ハ) 救助船兼用性モハ原則トシテサルベリニ業者ニ拂下グ  
ルモノトス

(ニ) 其他湾内通航適格モハ般還及送還輸送現

狀ニ鑑ミ地方海運局又水上警察署民間業者ニ  
保管轉換又ニ拂下グルモノトス

二 地方處分

物件百匁モ未滿汽船艦艇ニ五〇馬力未滿奥船

鐵帆船其他木船解舟被奥船通航(ラニテ)

サニハニヲ含ム) 発動艇救命艇消防艇短艇(

モトメホトカツターヲ含ム) 其他種類船舶舟艇

鐵並ニ船舶用機關其他船舶用海難救助作業

用資料

配分方法

石物件付夫々用途性能ニ應シ運航関係業者  
港灣運送業者水産業者水難救済業者サレ  
ルニ業者造船業者其他民間業者公共團體  
ニ拂下ケ又ハ地方海運局港灣建設部水ニ警察  
署鐵道局逓信院氣象團你官衙等ニ使用  
保管轉換又ハ拂下ケセシムルトス

配分先ノ決定ニ當リハ單ニ地方ニ限定スルニトク且  
廣ク官民各界ニ對シ実績ニ應シ合理的且有効  
ナル活用ヲ計ル如ク考慮スルモノトス

適當ナル配分先乃至利用先ニ依リ地方的ニ決定シ  
難ク長ニ休メ中央ニ指示ヲ仰グルト

使用價值無キモノニ付テハスクラツトニテ自償処分スルノ  
トス

建造中ノ船舶又ハ製造中ノ船用機内中産業設備  
營團ノ発註ニカカルモノニテ未タ軍ニ所有権移轉セ  
ズニ因リテ本処分要綱ニ依ラザルモノトス

（別途海運總局ニ於テ建造割当変更措置ニヨリ処理ス  
ル中央処分スベキ物件ニ付之ガ配分先關ニ地方ヨリ海運  
總局宛可及的意見具申ノ措置ヲ採ルモノトス

三 配分先決定ニ際シテ最近ニ於テ先急東戰備充實ニ爲  
買上ニ係ルモノ又ハ寄附ニ係ルモノニテ特ニ前所有者ヨリ  
返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情ヲモ勘案シ  
前所有者ニ還元スルコトヲ優先的ニ考慮スルモノトス

四 物件ノ引渡移轉登記其他具体処理ニ就テ前各項  
ノ決定ニ其セテ管理廳名地方廳及財務局ニ於テ  
之ヲ實施スルモノトス

五 建造中ノ船舶ニ就テ前各号ノ準ジテ處理スルモノ  
トス

以上

0040

船舶及海運器材品目表

一 船体、主機及補機

一 主機並補機附屬品

ウエス、各種パッキン、石棉製品、ベルト、各種バルブ

工具類、各予備品

一 繫船用具

錨、錨鎖、鋼索、マウラ索、タロープ及附屬品

一 荷役用具

各種吊具、及附屬品

一 救命用具

救命艇、救命浮器、救命浮環、救命胴衣、及附

屬品

一 消火用具





拜啓 愈々御清湯の段奉賀候

長 陳者今般近畿地方船舶及海運器材處理専門委員會設置に伴ひ

總務部長

貴 (別紙) 殿を委員並幹事に委嘱相成候に就ては本會の爲

何分の御盡方相煩度此段及御依頼候

總務部員

追而委嘱狀送付申上げ候條可然御取計相成度

庶務課長

昭和二十年十二月十二日

近畿地方行政事務局次長

里見富次

課附

大坂地方復興局長殿

委嘱状 中 一 復 示

中村 水登

五月五日附 近畿地方行政事務局次長 (里見富次) 宛

0043

大阪地方復員局長 齋藤 初長

中村 清治

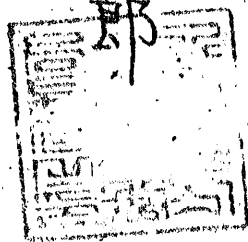
近畿地方船舶及海運器材處理專門委員會

委員 中村 清治

昭和二十一年十二月十二日

近畿地方行政事務局長官

新居 善太郎



0044

大阪地方復員局が復員官

水野傳三郎

近畿地方船舶及海運器材處理専門委員會  
幹事 水野傳三郎

昭和二十年十二月十二日

近畿地方行政事務局長官

新居善太郎



0045

大政地方復興局總務部長

中杉 靖法 殿

總務部長



近畿地方復興局總務部  
建設課  
建設課長 處長 兼 同委員會

標記委員會大政之通開催可致候條 御出席相以

一日時 二月四日午後一時

一場所 大政府參事會 室

近畿地方復興局



0046

昭和二十一年三月十日

近畿地方行政事務局  
次長 里見 富次



長官

総務部長

近畿地方官

庶務課長

附

大阪地方復員局  
総務課長 殿

近畿地方船舶及海運器材處理専門  
委員会開催ノ件

中杉 部長 手紙

標記會議筆記、通開催候條御出席相成度此段及  
通知候

記

一日 時

四月九日 自 午後一時  
至 午後四時

一 場所

大阪府参事會室

0047

昭和二十一年七月十七日 會議

協議事項

- 一 舊軍所屬雜船配分に関する件
- 二 一時使用認可変更並換船に関する件

大阪海運局  
近畿海運局

大阪地方官署

0048















姓名	船種	船名	所屬	現狀	配分先	最終 用途	備考
四二八二	八米	八八号	船野貨車	舞	小笠原島嶼線	掃下	
八一〇	團五型	六八号					
七九九	三三型	五〇号	陸運		海陸運送株式会社		
一八〇六	海運	三二〇					
三三〇		五三〇					
一五七二	大運	二〇号	船野貨車		船野貨車株式会社		
一〇七三							
四八四		二〇号					
三五四		二〇号					
八二二	大運	二〇号					
四二〇	大運	二〇号					

0055



船名	船種	総トン	所属	現状	処分	備考
四九六	運米船	三六	飯野倉庫	舞	飯野産業株式会社 倉庫	松下 業 用
不明			飯野倉庫			
			港務所	裏朽		
三五八	運米船	三八	飯野倉庫			
一八一	運米船	六八				
四三七	運米船	八三	港務所			
四三九		三九				
三七九	橋船	二六		裏朽		
一七八			飯野倉庫			
一七〇						

0057





船名	船種	総力	所屬	現狀	配分先	用途	備考
五〇一	普通船	二〇馬	飯野守	完	下ノ上ノ花ノ...	松下	...
一三五三	...	二〇馬	...	...	...	...	...
一〇四六	十五米 内大船	一三馬	掃海部	...	...	...	...
八二三	十二米	五馬	飯野守	...	...	...	...
八三四	...	五馬	掃海部	...	...	...	...
九七七	十一米	六馬	...	...	...	...	...
不明	九米	...	...	...	...	...	...
六二八	特型 通船	六馬	...	...	...	...	...
二六九	...	...	...	...	...	...	...
二六〇	...	...	...	...	...	...	...
二六三	...	...	...	...	...	...	...

0059



六三〇	八米	〇元	運務所	新	運務所	運務所	八米
六三二	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
五六八	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
六五九	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
四八五	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
六五四	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
九五九	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
八一三	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
一〇四六	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
四九〇	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米
二八三	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	〇元	八米

0061



船名	船種	総トン数	所屬	現狀	先	品名	使用	備考
三三〇八	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三〇九	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一〇	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一一	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一二	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一三	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一四	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一五	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一六	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一七	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一八	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三一九	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二〇	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二一	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二二	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二三	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二四	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二五	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二六	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二七	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二八	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三二九	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七
三三三〇	汽船	九七	大正造船	奈良	山本産業社	揮下	船	九七

0063

第1号	第2号	第3号	第4号
第5号	第6号	第7号	第8号
第9号	第10号	第11号	第12号
第13号	第14号	第15号	第16号
第17号	第18号	第19号	第20号
第21号	第22号	第23号	第24号
第25号	第26号	第27号	第28号
第29号	第30号	第31号	第32号
第33号	第34号	第35号	第36号
第37号	第38号	第39号	第40号
第41号	第42号	第43号	第44号
第45号	第46号	第47号	第48号
第49号	第50号	第51号	第52号
第53号	第54号	第55号	第56号
第57号	第58号	第59号	第60号
第61号	第62号	第63号	第64号
第65号	第66号	第67号	第68号
第69号	第70号	第71号	第72号
第73号	第74号	第75号	第76号
第77号	第78号	第79号	第80号
第81号	第82号	第83号	第84号
第85号	第86号	第87号	第88号
第89号	第90号	第91号	第92号
第93号	第94号	第95号	第96号
第97号	第98号	第99号	第100号

0064











第三號議案

一時使用認可変更並廢船案

小 輸 送 船				船 種	
會社 南海造 株式	會社 業株工 株式	會社 海南造 株式	會社 工業株 株式	又船名 造船所名	又船名 造船所名
二隻	一〇〇%	二隻	一〇〇%	二隻	二隻
田邊汽船 株式	大榮組	林式會社	大榮組	德島県 水産業者 株式會社	高松市 株式會社
保留	保留	保留	大榮組	大榮組	大榮組
変更	取調中	大改修船旅客用ト改造不適ヨリ 以テ辭退申出ル田邊汽船ハ別當 南海造船一隻凡破々損ト付八 四番船八保留	德島県水産業者勝瀬 勇魚期都合ニ辭退申出テ大榮組 創設德島工業三隻並辭退目下德島 根事局於テ証據整理トテ取調 中付大榮組別當変更	變更又、廢船理由	變更又、廢船理由
					備考

本 帆 一 概

第九七 府中丸	第九六 府中丸	第三八 府中丸	第七六 府中丸
林大倉社 林大倉社 林大倉社	林大倉社 林大倉社 林大倉社	林大倉社 林大倉社 林大倉社	林大倉社 林大倉社 林大倉社
葵 服	葵 服	葵 服	葵 服
和歌山松山藩以下全戸	和歌山松山藩以下全戸	和歌山松山藩以下全戸	和歌山松山藩以下全戸

0070

五



庶務課長

利官

主務 月

日起案

課 附 函

查明 淨書 校合 昭和二十一年十月十九日發付

宛 近畿地方行政事務局

文書 昭和二十一年十月十九日發 局

委員会幹事変更に関する件照会

近畿地方船舶及海運器材処理専任委員会幹

事当局海運部部長 後援事務局長 小野崎 裁

転出に付 後援事務局長 堀江 左 裁に 変更方

取計は此右に



阪神支隊第九五號

海 軍

西大 卒 (大林納)

0071

昭和二十一年七月十日

近畿地方行政事務局長

委員大地方債員局總務部長殿

新布 左總務官水野部

近畿地方船舶運送業務處理専門委員会 幹事會

松崎 開催の件

局長 委員合議中 幹事會を左記に依り開催するから是非

総務部長 席せられ左

記

職員 昭和二十一年七月十七日午後一時 幹事會開催

全(三)年 左月(八)日午後一時 委員合議中(八月)

庶務課長 場所 大阪府 正機

課附

事務官 水野部

十七日 幹事會 福田 印 之 士 席

21.7.15

0072

阪警 第三號

海軍

司長官

署長

事務官

主務

15 日起案

宛 近畿地方行政事務局

文書 日附

昭和

年 月

日 發

局

早稲田大学学生会 事務局長 変更の件 照会

近畿地方行政事務局 器材処理事内 早稲田大学

事務 左記の通り変更せよと在り

記

転勤の旨 舊事務局長 水野伝三郎

左後任 山崎 誠

査閱人 田中 浄書 校合 日 月 日 發行

西大38 案納

0073



局

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

近行第一四四六號

昭和二十一年十月十五日

近畿地方行政事務局

長官 田中 廣太

堀江 了之介

水室 復員事務官 殿



近畿地方行政事務局庶務課長 田中 廣太

標記の會議を左記の通り開催致したのから御出席下さ

記

日 時 十月二十二日（火曜日）午前九時  
場所 大阪府廳五階會議室



0074

局長

總務部長

總務部官

庶務課長

課

近行第一四四六號

昭和二十一年十月十五日

近畿地方行政事務局

授官 出 中 廣 太

大坂地方職員事務局長

近畿地方船舶及海運器材處理専門委員會議議程について

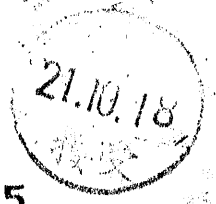
議記の冒頭を左記の通り略儀致したためから御出席下さ

記

十月二十三日（水曜日）午後一時

大坂府廳五階會議室

Handwritten signature and notes on the left side of the document.



0075

大改地多復員局

局長

總務部長

總務部長

海務課長

課附

二復總第一六七號

昭和二十二年五月十四日

各地方復員局長殿

第二復員局總務部

舊軍所屬船舶及ひ海運資材の管理に關する件通知

首題に關する海運總局海運局長、九州海運局長間の應答書類を別紙の通り送付してきたので参考通知する

(別紙添)

各部門主任

(終)

22.5.17 受

0076

海運監第二四三號

昭和二十二年五月九日

海運總局海運局長

九州海運局長殿

舊軍所屬船舶及び海運器材の管理に関する件

(二二二一八日附船發第四一八號關聯)

首題の件に付いて左記の通り御回答する

尙別紙寫の通り大藏内務兩省共同通牒が出てゐるから御含の上處理  
せられたい

記

一 復員局の管理する物件の範圍は左の各號に掲げるものに限る

(一) 艦艇中現在第二復員局で復員輸送竝ひに掃海業務に使用中のもの

0077

(二) 艦艇中第二復員局に對してコムナウシヤツフより特別保管の指令  
のあつたもの

(三) 雑役船中現在第二復員局で復員輸送並ひに掃海業務に使用中のもの  
の並ひに飛行機救難艇魚雷艇

(四) 舊陸軍所屬船で第二復員局に對してコムナウシヤツフより特別保  
管の指令のあつたもの

(五) 海運器材は第二復員局で復員輸送並ひに掃海業務實施のため必要  
なもの

(六) 未返還船舶で特にコムナウシヤツフの承認を得て民間業者が暫定  
的に使用中のもの（例へば極洋捕鯨が使用中の一等輸送船）

→ 復員局の管理する實務行爲

(一) 前項により第二復員局の管理する物件の保管及び移動の責任は第  
二復員局にある

(二) 返還物件の返還手續は一九四六年五月二十九日のコムナウシヤツフ

指令第六八〇號により内務省に返還されることは従来通りであつて何等變更はない

(三) 船員配乗器材に對する人員配置は前項により第二復員局の管理する物件に限り第二復員局の責任である

(四) 連合軍の舊軍所屬船舶の要求は既返還船についてはP D - 徵發會書)の發行により中央地方終戦連絡事務局に對してなされる筈である

寫送付先

各海運局長  
各海運監理部長  
支理局長

(終)

0079

船發第四一八號

昭和二十二年三月二十八日

九州海運局長

總局海運局長殿

舊軍所屬船舶及ひ海運器材の管理に關する件照會

首題の件について最近第二復員廳に委任する中央取決めがあつた様に  
伺ふかの確な通牒かないので從來の取扱の解決上地方復員局と種々齟  
齬する懼があるから本件に關し明確なる嚮指示を願いたい特に地方船  
舶及ひ海運器材處理専門委員會の運営に支障があるので左記事項を併  
せて照會する

記

一復員局の管理する物件の範圍について

0080

(一) 軍艦雜役船及び海運器材一切を含むものか

(二) 舊陸軍所屬のものも含むか

(三) 未返還のみでなく既返還一時使用のものも含むか

→ 復員局の管理する實務行爲に就て

(一) 未返還の船舶及び器材の保管及び移動の権限と責任は復員局に在るか

(二) 返還手續は内務省（縣代行）より復員局（地方復員局代行）に改められたのか

(三) 船舶に對する船員配乗器材に對する人員配置の實務は復員局に於て行ふのか

(四) 連合軍要求によつて舊軍所屬船舶（未返還既返還もの共）を提供する場合の日本政府としての責任官廳及び其の實務官廳は何處か亦主務官廳と他官廳との事務連絡は明かに規定されないのか



藏國第四六〇號

昭和二十二年四月二十二日

大藏省國有財産部長  
内務省調査局長

小舟艇返還について

舊陸海軍に屬してゐた小舟艇は客年五月二十九日コムナウシヤツフ指令第六八〇號により返還を許可されることになり全國調査にもまついてその指令に要求された完全なリストを作成中であつたか近く提出の運びである。このリストにより正式返還が行はれる豫定であるから船舶の現状把握に努め手續遺憾なきを期せられたい。手續の内容については指令かててから指示する。尙最近復員廳第二復員局で舊海軍の舟艇について現状調査を行ひ前記内務省調査のリストは別に在日海軍司令部へ報告したか地方復員局よりこのリストの引継があつた場合は財務局地方廳協力し從來の調査資料の補整に努められたい。

0082

(註) 小舟艇の國內的な財産引繼は終戦後既に了しており連合軍に對する保管の責任も小舟艇については指令六八〇號以來大藏省が行つてゐるので今度の第二復員局よりのリストの引繼は從來の取扱を變更するものではなく今迄の不明な點を明確にし第二復員局の責任を明かにする爲のものである

0083